

規制改革推進会議(投資等WG) 説明資料

平成30年5月15日



厚生労働省

過労死等防止対策推進法について

総則

目的 近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とすること。

定義 過労死等：業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害

基本理念 過労死等の防止のための対策は、

- 1 過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができるようにするとともに、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行われなければならないこと。
- 2 国、地方公共団体、事業主その他の関係する者の相互の密接な連携の下に行われなければならないこと。

国の責務等 国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を規定

過労死等防止啓発月間 国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間（11月）を規定

年次報告 政府は、毎年、国会に、我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況に関する報告書を提出しなければならないことを規定

過労死等の防止のための対策に関する大綱

政府は、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めなければならないことを規定（平成27年7月24日閣議決定）

過労死等の防止のための対策

①調査研究等（※）、②啓発、③相談体制の整備等、④民間団体の活動に対する支援を規定

※ 国は、過労死等に関する調査研究等を行うに当たっては、過労死等が生ずる背景等を総合的に把握する観点から、業務において過重な負荷又は強い心理的負荷を受けたことに関連する死亡又は傷病について、事業を営む個人や法人の役員等に係るものを含め、広く当該過労死等に関する調査研究等の対象とするものとすることを規定

過労死等防止対策推進協議会

厚生労働省に、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めるに際して意見を聴く、当事者等、労働者代表者、使用者代表者及び専門的知識を有する者をもって構成される過労死等防止対策推進協議会を設置

過労死等に関する調査研究等を踏まえた法制上の措置等

政府は、過労死等に関する調査研究等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとすることを規定

過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月24日閣議決定）の概要 ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～

第1 はじめに

- 過労死等防止対策推進法の成立、施行の背景
- 過労死等防止対策推進法の概要
- 大綱の位置づけ

第2 現状と課題

- 労働時間等の状況
- 職場におけるメンタルヘルス対策の状況
- 就業者の脳血管疾患、心疾患等の発生状況
- 自殺の状況
- 脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災補償等の状況
- 課題

第3 過労死等の防止のための対策の基本的考え方

1 当面の対策の進め方

- ⇒ 過労死等は、その発生要因等は明らかでない部分が少なくなく、第一に実態解明のための調査研究が早急に行われることが重要。
- ⇒ 啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援は、調査研究の成果を踏まえて行うことが効果的であるが、過労死等防止は喫緊の課題であり、過労死等の原因の一つである長時間労働を削減し、仕事と生活の調和（ワークライフバランスの確保）を図るとともに、労働者の健康管理に係る措置を徹底し、良好な職場環境（職場風土を含む。）を形成の上、労働者の心理的負荷を軽減していくことは急務。また、関係法令等の遵守の徹底を図ることも重要。
- ⇒ このため、調査研究の成果を待つことなく「2 各対策の基本的な考え方」の視点から対策に取り組む。
- ⇒ 将来的に過労死等をゼロとすることを目指し、平成32年までに「週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下」、「年次有給休暇取得率を70%以上」、平成29年までに「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上」とする目標を早期に達成することを目指す。
- ⇒ 今後おおむね3年を目途に、全ての都道府県でシンポジウムを開催するなど、全国で啓発活動が行われるようにするとともに、身体面、精神面の不調を生じた労働者誰もが必要に応じて相談することができる体制の整備を図ることを目指す。
- ⇒ 調査研究の成果が得られ次第、当該成果を踏まえ、取り組むべき対策を検討し、それらを逐次反映する。

2 各対策の基本的考え方

(1) 調査研究等の基本的考え方

- ⇒ 過労死等の実態の解明のためには、医学や労働・社会分野のみならず、経済学等の関連分野も含め、多角的、学際的な視点から調査研究を進めていくことが必要。
- ⇒ 医学分野の調査研究については、過労死等の危険因子やそれと疾患との関連の解明、効果的な予防対策に資する研究を行うことが必要。その調査研究の成果を踏まえ、過労死等の防止のための健康管理の在り方について検討することが必要。
- ⇒ 労働・社会分野の調査研究については、過労死等の全体像を明らかにすることが必要。また、過労死等が多く発生している職種・業種や若年者をはじめとする特定の年齢層の労働者について、より掘り下げた調査研究を行うことが必要。
- ⇒ これらの調査研究を通じて、我が国の過労死等の状況や対策の効果を評価するために妥当かつ効果的な指標・方法についても早急に検討する。

《重点的に調査を行う必要のある職種、業種等》

労働・社会分野の調査研究については、民間の雇用労働者のみならず、公務員、自営業者、会社役員 も含め、業務における過重な負荷又は強い心理的負荷を受けたことに関連する疾患、療養者の状況とその背景要因を探り、我が国における過労死等の全体像を明らかにすることが必要である。

また、例えば、自動車運転従事者、教職員、IT産業、外食産業、医療等、過労死等が多く発生しているとの指摘がある職種・業種や、若年者をはじめとする特定の年齢層の労働者について、特に過労死等の防止のための対策の重点とすべきとの意見がある。調査研究に当たっては、このような意見を踏まえて、より掘り下げた調査研究を行うことが必要である。

(2) 啓発の基本的考え方

(国民に対する啓発)

⇒ 国民一人ひとりが過労死等に対する理解を深めるとともに、その防止の重要性を自覚し、関心と理解を深めるよう、広く継続的に広報・啓発活動に取り組んでいくことが必要。

(教育活動を通じた啓発)

⇒ 若い頃から労働条件をはじめ、労働関係法令に関する理解を深めることも重要であり、学校教育を通じて啓発を行っていくことが必要。

(職場の関係者に対する啓発)

⇒ 一般的な啓発に加えて職場の関係者に対する啓発が極めて重要。特に、それぞれの職場を実際に管理する立場にある上司に対する啓発や、若い年齢層の労働者が労働条件に関する理解を深めるための啓発も重要。

⇒ 職場における取組として、労働基準や労働安全衛生に関する法令等の内容及びその趣旨に対する理解の促進及びその遵守のための啓発指導を行うことが必要。

⇒ これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進めることが必要であり、労働慣行が長時間労働を前提としているのであれば、それを変える取組を働きかけていくことが必要。

⇒ 長時間労働が生じている背景に存在する様々な商慣行の諸要因について、関係者に対する問題提起等により改善に取り組む気運を社会的に醸成していくことが必要。

(3) 相談体制の整備等の基本的考え方

⇒ 過労死等の危険を感じた労働者が早期に相談できるよう、気軽に相談することができる多様な相談窓口を民間団体と連携しつつ整備することが必要。

⇒ 健康管理に携わる産業医をはじめとする産業保健スタッフ等の人材育成、研修について、充実・強化を図ることも必要。

- ⇒ 労働者のプライバシーに配慮しつつ、必要な場合に労働者が躊躇なく相談に行くことができるよう環境を整備していくことが必要。
- ⇒ 職場においては、労働者自らが身体面、精神面の不調に気づくようにし、上司、同僚も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐようにしていくなど、相談に行くことに対する共通理解の形成が必要。
- ⇒ 職場以外においては、家族・友人等が過重労働による労働者の不調に気づき、相談に行くことを勧めるなど適切な対処が必要。

(4) 民間団体の活動に対する支援の基本的考え方

- ⇒ 過労死等の防止のための活動を行う様々な民間団体が協力及び連携し、国民的な運動として取り組むことが必要。
- ⇒ 民間団体が行う過労死等の防止のための活動を、国及び地方公共団体が支援するとともに、民間団体の活動内容等の周知を進めることが必要。

第4 国が取り組む重点対策

- ⇒ 関係行政機関が緊密に連携して取り組む。
- ⇒ 国家公務員に係る対策も推進するとともに、地方公共団体に対し、地方公務員に係る対策の推進を働きかける。
- ⇒ 今後の調査研究の成果等を踏まえ、取り組むべき対策を検討し、逐次反映していく。

1 調査研究等

- (1) 過労死等事案の分析
- (2) 疫学研究等
- (3) 過労死等の労働・社会分野の調査・分析
- (4) 結果の発信

2 啓発

- (1) 国民に向けた周知・啓発の実施
- (2) 大学・高等学校等における労働条件に関する啓発の実施
- (3) 長時間労働の削減のための周知・啓発の実施
- (4) 過重労働による健康障害の防止に関する周知・啓発の実施
- (5) 「働き方」の見直しに向けた企業への働きかけの実施及び年次有給休暇の取得促進
- (6) メンタルヘルスケアに関する周知・啓発の実施
- (7) 職場のパワーハラスメントの予防・解決のための周知・啓発の実施
- (8) 商慣行等も踏まえた取組の推進
- (9) 公務員に対する周知・啓発等の実施

3 相談体制の整備等

- (1) 労働条件や健康管理に関する相談窓口の設置
- (2) 産業医等相談に応じる者に対する研修の実施
- (3) 労働衛生・人事労務関係者等に対する研修の実施
- (4) 公務員に対する相談体制の整備等

4 民間団体の活動に対する支援

- (1) 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催
- (2) シンポジウム以外の活動に対する支援
- (3) 民間団体の活動の周知

第5 国以外の主体が取り組む重点対策

1 地方公共団体

- ⇒ 国が行う対策に協力するとともに、この対策を参考に、地域の産業の特性等の実情に応じて取組を進めるよう努める。対策に取り組むに当たっては、国と連携して地域における各主体との協力・連携に努める。
- ⇒ 地方公務員を任用する立場からの対策を推進し、それぞれの職種の職務の実態を踏まえた対策を講ずるよう努める。

(1) 啓発

- ⇒ 住民が過労死等に対する理解を深めるとともに、その防止の重要性を自覚し、関心と理解を深めるため、住民に対する啓発を行うよう努める。

- ⇒ 若年者に対する労働条件に関する知識の付与について、大学等での啓発とともに、中学校・高等学校等において、生徒に対して労働に関する指導の充実に努める。
- ⇒ 地域の産業構造や労働時間等の実態に合わせて、企業等に対する啓発を行うとともに、年次有給休暇の取得促進について、地域全体の気運の醸成に努める。
- ⇒ 過重労働による健康障害の防止、職場におけるメンタルヘルス対策、パワーハラスメントの予防について、国と協働して、周知・啓発を行うよう努める。

(2) 相談体制の整備等

- ⇒ 国等が設置する相談窓口との連携に努める。

(3) 民間団体の活動に対する支援

- ⇒ 民間団体が取り組むシンポジウムへの協力・後援等の支援を行うよう努める。

2 事業主

- ⇒ 国が行う対策に協力するとともに、労働者を雇用する者として責任をもって対策に取り組むよう努める。

(1) 経営幹部等の取組

- ⇒ 最高責任者・経営幹部が先頭に立って取組等を推進するよう努める。また、働き盛りの年齢層に加え、若い年齢層にも過労死等が発生していることを踏まえて、取組の推進に努める。さらに、過労死等が発生した場合には、原因の究明、再発防止対策の徹底に努める。

(2) 産業保健スタッフ等の活用

- ⇒ 産業保健スタッフ等の専門的知見の活用を図るよう努める。
- ⇒ 常駐するスタッフが適切な役割を果たすよう環境整備を図るとともに、産業医がいない規模の事業場では、産業保健総合支援センターを活用した体制の整備を図るよう努める。

3 労働組合等

⇒ 労使が協力した取組を行うよう努めるほか、組合員に対する周知・啓発や良好な職場の雰囲気作り等に取り組むよう努める。また、労働組合及び過半数代表者は、この大綱の趣旨を踏まえた協定又は決議を行うよう努める。

4 民間団体

⇒ 過労死等防止対策に対する国民の関心と理解を深める取組、過労死等に関する相談の対応等に取り組むよう努める。

5 国民

⇒ 国民一人ひとりが自身の健康に自覚を持ち、過重労働による自らの不調や周りの者の不調に気づき、適切に対処できるようにするなど、主体的に過労死等防止対策に取り組むよう努める。

第6 推進上の留意事項

1 進捗状況のフォローアップ

⇒ 毎年の対策の推進状況を過労死等防止対策推進協議会に報告する。同協議会では報告内容を点検し、関係行政機関は点検の状況を踏まえ、その後の対策を推進する。

2 対策の見直し

⇒ 調査研究等の結果を踏まえ、この大綱に規定されている対策について適宜見直す。

3 大綱の見直し

⇒ おおむね3年を目途に必要なと認めるときに見直す。

<設置根拠>

過労死等防止対策推進法

第12条 厚生労働省に、第7条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、過労死等防止対策推進協議会（次条において「協議会」という。）を置く。

※法第7条第3項：厚生労働大臣は、大綱の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、過労死等防止対策推進協議会の意見を聴くものとする。

第5項：前3項の規定は、大綱の変更について準用する。

<構成等>

- ・協議会の委員は、当事者代表、労働者代表、使用者代表、専門家の20名で構成。

<委員名簿平成30年4月24日現在>

(専門家委員)

| | |
|--------|------------------------------------|
| 岩城 穰 | いわき総合法律事務所弁護士 |
| 岩村 正彦 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 川人 博 | 川人法律事務所弁護士 |
| 木下 潮音 | 第一芙蓉法律事務所弁護士 |
| 堤 明純 | 北里大学医学部教授 |
| 宮本 俊明 | 新日鐵住金株式会社君津製鐵所 安全環境防災部安全健康室上席主幹 |
| 森岡 孝二 | 関西大学名誉教授 |
| 山崎 喜比古 | 日本福祉大学社会福祉学部大学院特任教授 |

(労働者代表委員)

| | |
|-------|---------------------------|
| 白井 桂子 | 全日本自治団体労働組合法対労安局長 |
| 中川 義明 | 全日本自動車産業労働組合総連合会 副事務局長 |
| 八野 正一 | U A ゼンセン副会長 |
| 村上 陽子 | 日本労働組合総連合会総合労働局長 |

(使用者代表委員)

| | |
|--------|-----------------------------|
| 小林 治彦 | 日本商工会議所理事・産業政策第二部長 |
| 佐久間 一浩 | 全国中小企業団体中央会事務局次長・ 労働政策部長 |
| 山鼻 恵子 | 一般社団法人東京経営者協会事業局長 |
| 輪島 忍 | 一般社団法人日本経済団体連合会 労働法制本部長 |

(当事者代表委員)

| | |
|--------|-------------------|
| 寺西 笑子 | 全国過労死を考える家族の会代表 |
| 中原 のり子 | 全国過労死を考える家族の会東京代表 |
| 西垣 迪世 | 全国過労死を考える家族の会兵庫代表 |
| 前川 珠子 | 全国過労死を考える家族の会東北代表 |

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定の素案）（メディア業界関係抜粋）

第 2 過労死等の防止のための対策の基本的考え方

1 調査研究等の基本的考え方

（略）労働・社会分野の調査研究については、平成 27 年度から 3 年間で、全業種の企業及び労働者を対象としたアンケート調査や、過労死等が多く発生しているとの指摘がある職種・業種である自動車運転従事者、教職員、IT 産業、外食産業、医療等に加え自営業者、会社役員を対象としたアンケート調査を行い、その結果、取引先の都合による所定外労働発生や、人員不足の現状、業務関連のストレスの状況など、職種・業種特有の課題を明らかにしてきた。

しかし、過労死の背景要因を掘り下げ、我が国における過労死等の全体像を明らかにするためには、新たな課題にも対応するべく、一定期間を周期として再度調査対象とし、結果を経年比較する取組が必要である。

また、これらの職種・業種に加え、建設業、メディア業界など重層下請構造の特徴があり、長時間労働の実態にあるとの指摘がある業種など、社会情勢に応じて、調査研究の対象を追加して行うべきである。（略）

第 4 国が取り組む重点対策

国が重点的に取り組まなければならない対策として、法第三章に規定されている調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援について、関係行政機関が緊密に連携して、以下のとおり取り組むものとする。（略）

1 調査研究等

（1）過労死等事案の分析

過労死等の実態を多角的に把握するため、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所に過労死等の防止のための研究を行うため設置されている過労死等調査研究センター等において、過労死等に係る労災認定事案、公務災害認定事案を継続的に集約し、その分析を行う。また、過重労働と関連すると思われる労働災害等の事案についても収集を進める。分析に当たっては、自動車運転従事者、教職員、IT 産業、外食産業、医療、建設業、メディア業界など過労死等が多く発生している又は長時間労働者が多いとの指摘がある職種・業種（以下「重点業種等」という。）を中心に、若年者、中高年者など特定の年齢層の状況を踏まえつつ、裁量労働制等労働時間制度の状況、労働時間の把握及び健康確保措置の状況、休暇・休息の取得の状況、出張（海外出張を含む。）の頻度等労働時間以外の業務の過重性、また、疾患等の発症後における各職場における事後対応等の状況の中から分析対象の事案資料より得られるものに留意する。また、労災保険に特別加入している自営業者や法人の役員の事案についても分析を行う。精神障害や自殺事案の分析については、必要に

じて自殺総合対策推進センターの協力を得て実施する。また、労災請求等を行ったものの労災又は公務災害として認定されなかった事案については、今後の分析方針の検討を行った上で、必要な分析を行う。

(3) 過労死等の労働・社会分野の調査・分析

過労死等の背景要因の分析、良好な職場環境を形成する要因に係る分析等を行うため、労働時間、労災・公務災害補償、自殺など、過労死等と関連性を有する統計について情報収集等を行い、過労死等に関する基本的なデータの整備を図る。また、重点業種等について、調査が回答者の過度な負担とならないよう配慮した上で、毎年、2業種ずつ企業、労働者等に対する実態調査を実施することとし、過重労働が業務上の災害のみならず通勤状況など労働者の生活に与えている影響についても把握しつつ、分析を行う。その際、それぞれの業種等については、一定期間経過後に繰り返し調査を行うことにより、経年的な変化などの比較検証を踏まえた分析を行う。

また、それぞれの統計の調査対象、調査方法等により調査結果の数字に差異が生じることに留意するとともに、過労死等が「労働時間が平均的な労働者」ではなく、「長時間の労働を行っている労働者」に生じることにかんがみ、必要な再集計を行う等により、適切な分析を行う。(略)

2 啓発

(9) 商慣行・勤務環境等を踏まえた取組の推進

長時間労働が生じている背景には、個々の事業主が労働時間短縮の措置を講じても、顧客や発注者からの発注等取引上の都合により、その措置が円滑に進まない等、様々な商慣行が存在する場合がある。このため、業種・業態の特性に応じて発注条件・発注内容の適正化を促進する等、取引関係者に対する啓発・働きかけを行う。

また、業種の枠を越えた取組を進めるべく事業主団体・経済団体による「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」が平成29年9月に取りまとめられた。こうした動きを踏まえ、各業種について以下のとおり取組を推進していく。

カ. その他

重層下請構造や長時間労働の傾向が見られるメディア業界については、実態把握を行った上で業界の特性に応じた取組を進めていく必要がある。(略)

（平成29年版白書概要より抜粋）

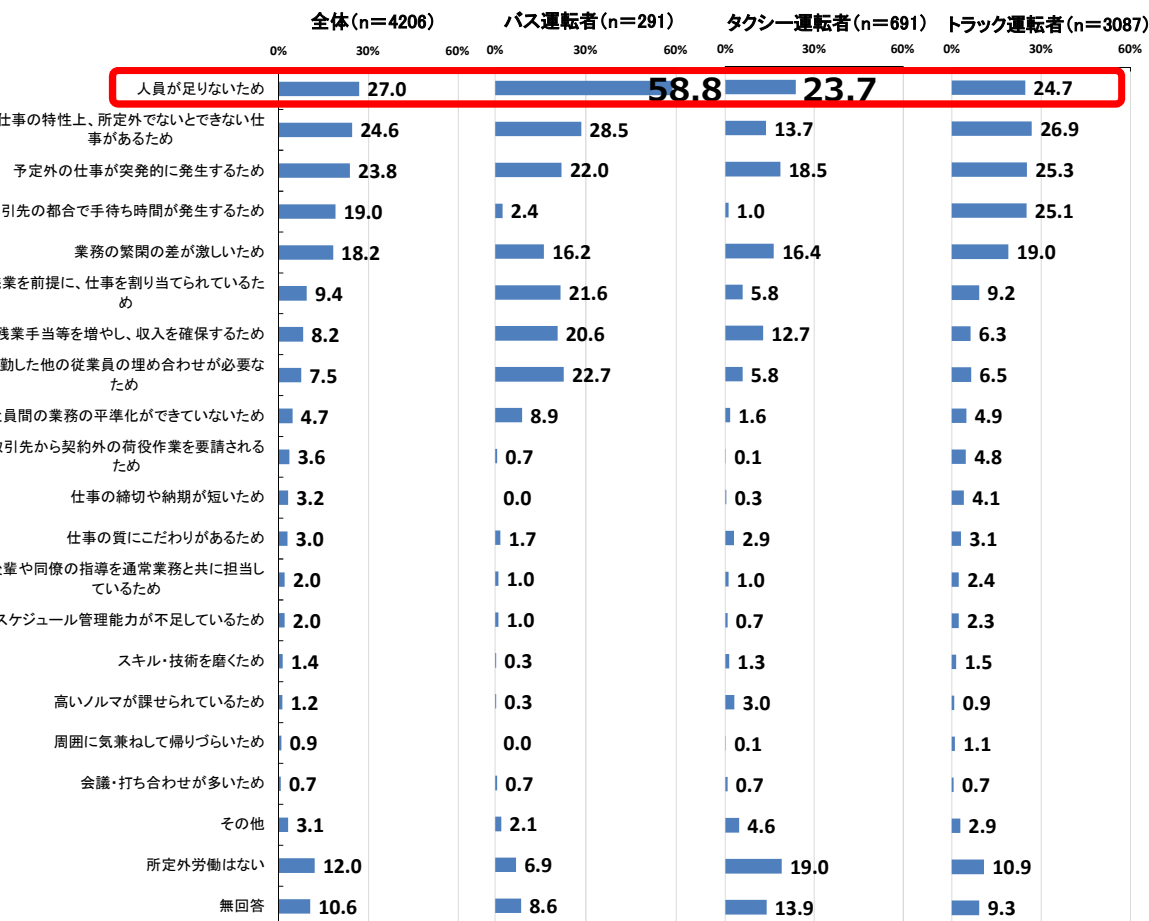
自動車運転従事者の過労死等の防止のために（1）

➤ 自動車運転従事者を適正に配置することが必要である。

① 自動車運転従事者に所定外労働（早出・居残り等の残業）が発生する理由

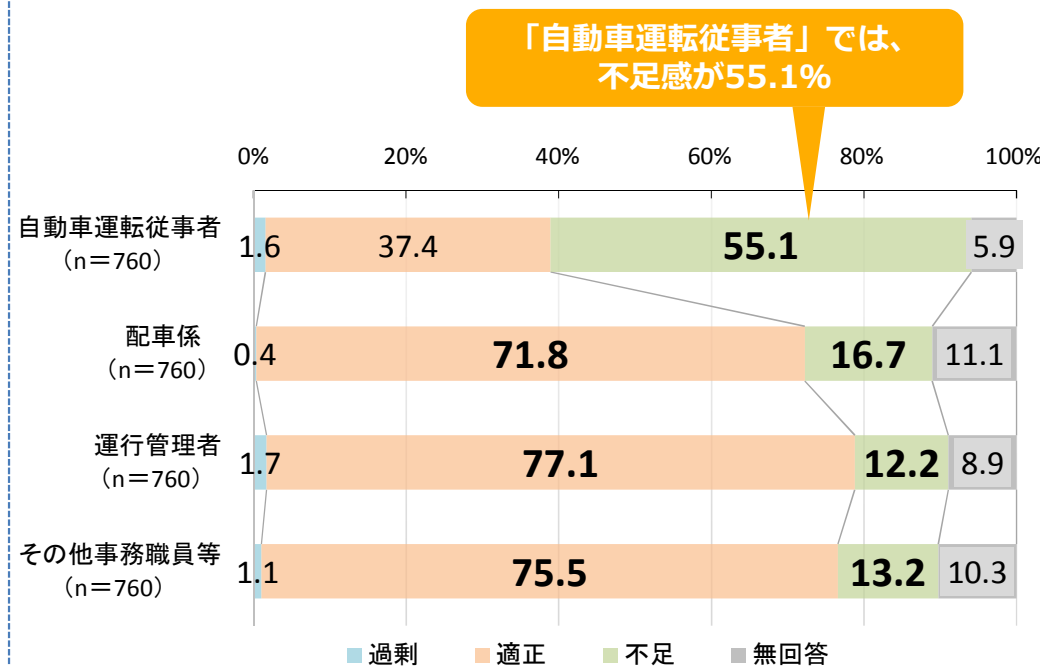
【労働者調査】

⇒「バス運転者」、「タクシー運転者」では、「人員が足りないため」と回答した者の割合がそれぞれ58.8%、23.7%で最も高い。



② 業務量に比した人員不足感【企業調査】

⇒「自動車運転従事者」について、「不足」が55.1%であるのに対し、「配車係」、「運行管理者」、「その他事務職員等」については、「不足」がそれぞれ16.7%、12.2%、13.2%と低く、70%以上の企業が「適正」と回答。



(資料出所) 厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)

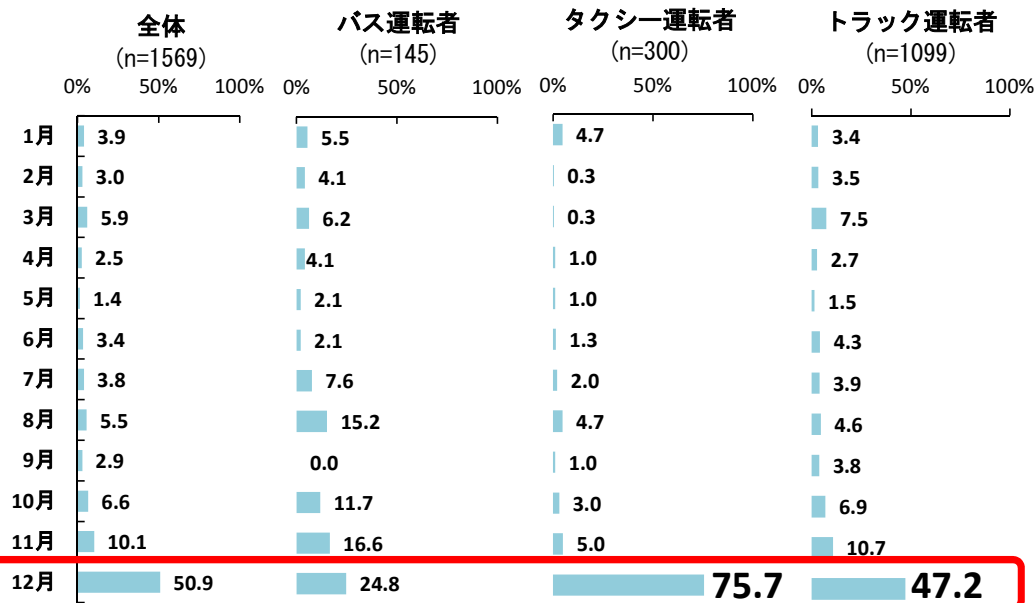
(資料出所) 厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)
 (注) 1. 全体の調査数には職種(従事している仕事)が無回答の者を含むため、全体の調査数は各職種の調査数の合計と一致しない。
 2. 正規雇用者について集計(複数回答)。

自動車運転従事者の過労死等の防止のために（２）

➤ 12月の休日労働、深夜勤務の削減を行うなど、繁閑の差を緩和することが過労死等の防止に有効と考えられる。

③自動車運転従事者の最も深夜勤務回数が多かった月【労働者調査】

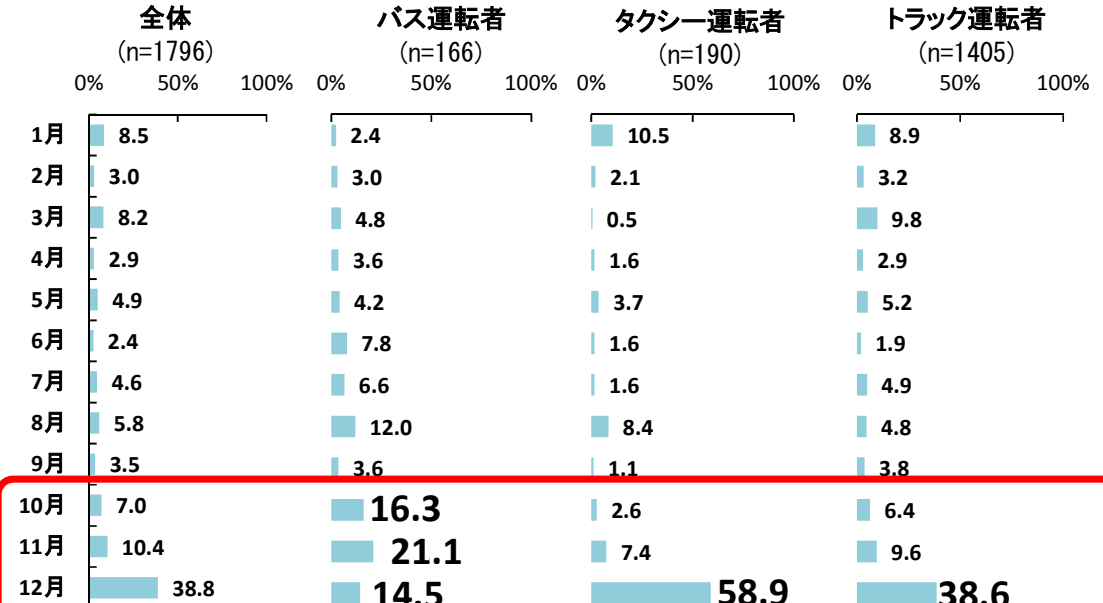
⇒いずれの職種も「12月」が最も多かった。職種別にみると、「タクシー運転者」で「12月」の割合が75.7%と特に多く、また、バス運転者では、他の職種に比べ、「8月」の割合が15.2%と高い。



(資料出所)厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)
 (注)1. 最も深夜勤務回数が多かった月について有効回答のあった正規雇用者(調査数 n=1569)について集計。
 2. 全体の調査数には職種(従事している仕事)が無回答の者を含むため、全体の調査数は各職種の調査数の合計と一致しない。

④自動車運転従事者の最も休日出勤回数が多かった月【労働者調査】

⇒「タクシー運転者」、「トラック運転者」では「12月」の割合がそれぞれ58.9%、38.6%と最も高い。「バス運転者」では「11月」の割合が21.1%で最も高く、次いで、「10月」が16.3%、「12月」が14.5%と高い。



(資料出所)厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)
 (注)1. 最も休日出勤回数が多かった月について有効回答のあった正規雇用者(調査数 n=1796)について集計。
 2. 全体の調査数には職種(従事している仕事)が無回答の者を含むため、全体の調査数は各職種の調査数の合計と一致しない。

⑤被災者の発症月

⇒脳・心臓疾患の発症時期は、1月～3月の厳寒期と7月～9月の猛暑期が多い。

(上段: %、下段: 件)

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 全体 (n=415) | 10.1 | 9.9 | 9.6 | 7.0 | 7.2 | 8.0 | 9.4 | 9.4 | 8.9 | 6.3 | 7.0 | 7.2 |
| | 42 | 41 | 40 | 29 | 30 | 33 | 39 | 39 | 37 | 26 | 29 | 30 |

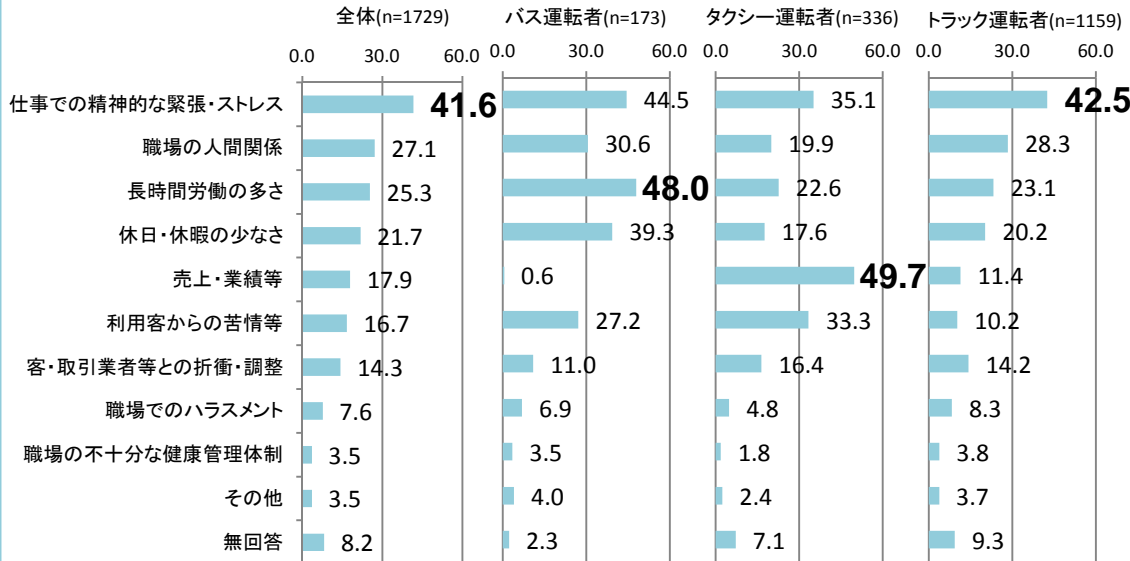
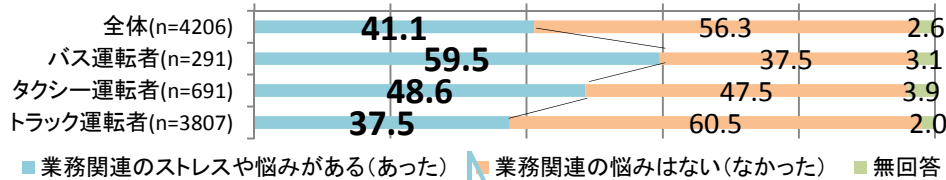
(資料出所)労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センター「平成28年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
 (注)「運輸、郵便業」のうち、自動車運転者従事者であって、運転業務が脳・心臓疾患の原因となった事案を集計

自動車運転従事者の過労死等の防止のために（3）

- 長時間労働以外の業務関連のストレス要因への対応（メンタルヘルス対策など）が必要である。
- また、トラック運転者の時間外労働削減のためには、引き続き、トラック運送事業者、荷主、行政が一体となり、取引環境の改善を図るための取組みを進めていくことが必要である。

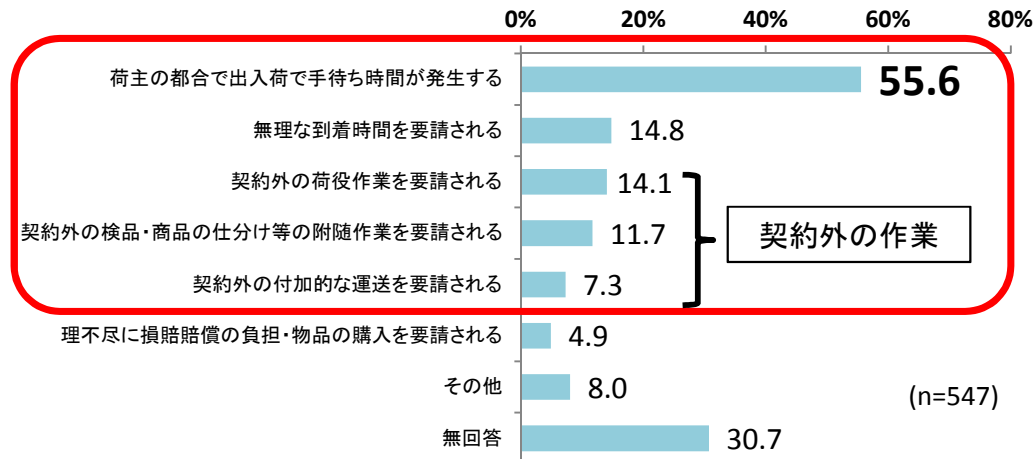
ストレスや悩みの内容(業務関連)【労働者調査】

⇒「バス運転者」では「長時間労働の多さ」(48.0%)、「タクシー運転者」では「売上・業績等」(49.7%)、「トラック運転者」では「仕事での精神的な緊張・ストレス」(42.5%)が最も高かった。



トラックの企業における取引慣行として荷主から要請される事項又は荷主の都合で発生する事項【企業調査】

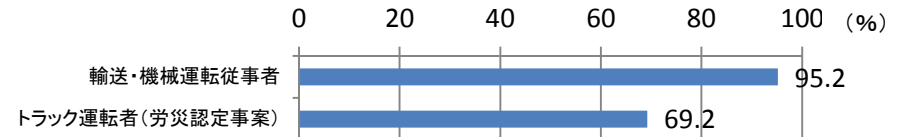
⇒「荷主の都合で出入荷で手待ち時間が発生する」が55.6%で最も多く、また、契約外の作業に関する項目への回答も多かった。



(資料出所)厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)
(注)1. 業種がトラックの企業(調査数 n=547)について集計。
2. 複数回答

健康診断受診率

⇒「輸送・機械運転従事者」(自動車運転従事者含む)の受診率は95.2%であるところ、労災認定事案の「トラック運転者」の受診率は69.2%であった。



(資料出所)厚生労働省作成

(注)1. 「輸送・機械運転従事者」の受診率は、厚生労働省「平成25年労働安全衛生調査(実態調査)[労働者調査]」より引用
2. 「トラック運転者」の受診率は、労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センターのデータベースより、脳・心臓疾患の労災認定事案について集計したものの。

(平成30年度委託事業 対象業種:メディア業界・建設業)

調査の趣旨・目的

- 過労死等の実態を把握するため、業界特性や商慣行、企業等における過重労働防止に向けた取組や課題、労働者等における労働実態や疲労蓄積度、業務関連のストレス、心身の健康状態、生活面等を明らかにし、労働面・社会面の両面から過労死等の背景要因を明らかにすることを目的に実施する。
これらの調査を通じて、過労死等の要因について、職種・業種、雇用形態に特有の要因等を明らかにするとともに、過労死等防止のために有用な取組や対策の方向性について検討するための資料を得ることを目指す。
(なお、専門家から構成される検討委員会を設置し、調査検討等を実施。)

実施時期等

(アンケート調査の実施)10月～11月頃

(結果公表)平成31年4月以降

調査の内容(案)

1. メディア業界へのアンケート調査(郵送又はWeb調査)

- 対象数
 - ①企業調査 : 4,000社
 - ②労働者調査 : 約4万人
- 調査項目
 - ①企業調査 : 労働時間制度・実態、休暇制度、休暇取得状況、過重労働防止のための取組状況、健康管理の状況、退職・退職の状況等
 - ②労働者調査 : 勤務形態、労働(就業)時間の実態、休暇取得状況、過重労働・メンタルヘルス対策の取組状況、ストレス(業務以外も含む。)の状況、疲労蓄積度、生活時間の状況等

2. メディア業界団体、労働者等へのヒアリングの実施

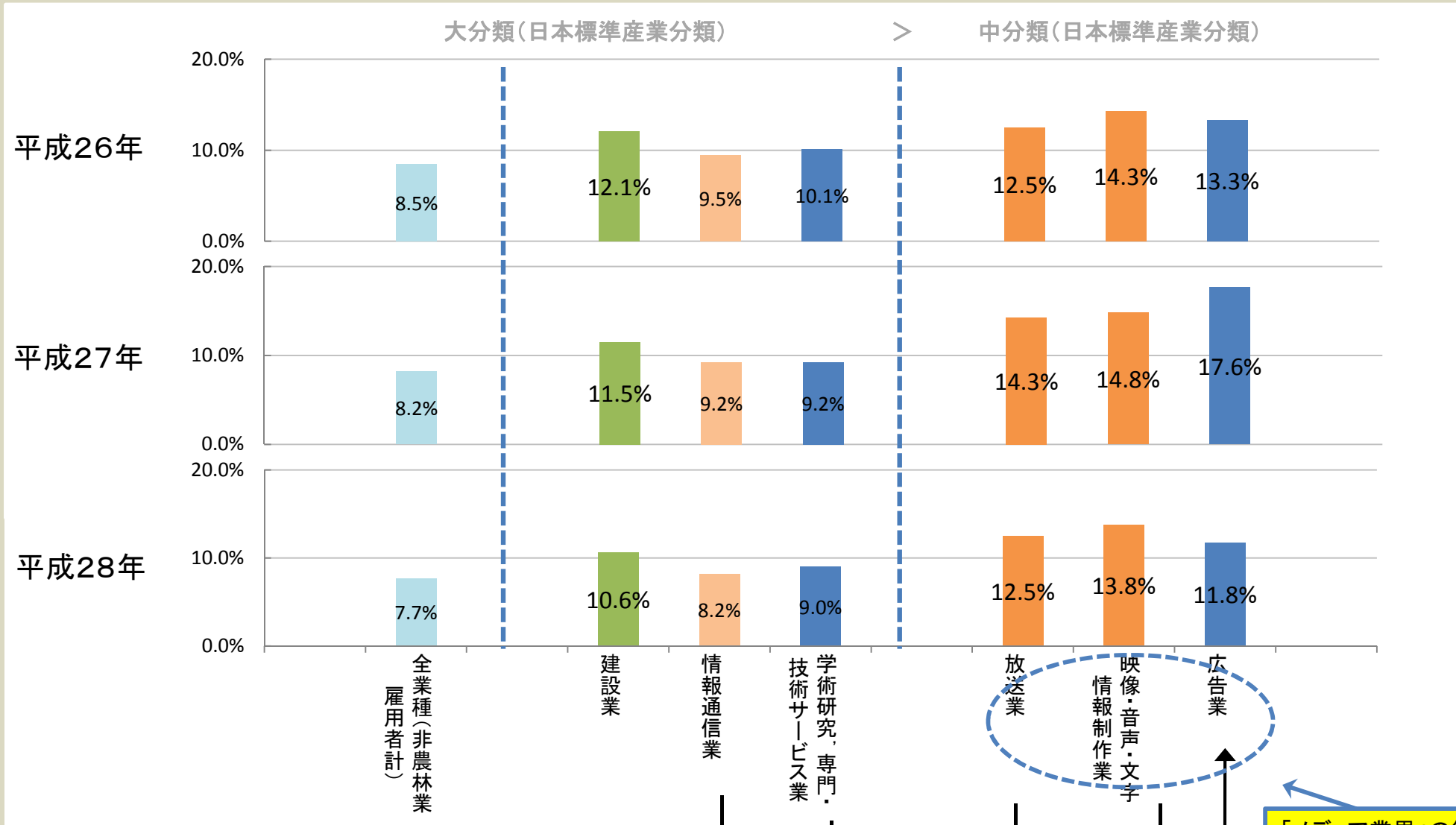
アンケート調査の項目設定に当たり、労使関係団体等へヒアリングを予定(5月～6月)

その他

- ・関係省庁等と調整を図りながら実施。

建設業及びメディア業界は全業種平均よりも、60時間/週以上の雇用者の割合が高い

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合(業種別)



(資料出所)総務省「労働力調査」
 (注)雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合

「メディア業界」の範囲